

**「産学官連携による共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)」
の策定に向けて (案)**

平成28年9月

文部科学省高等教育局

文部科学省科学技術・学術政策局

経済産業省産業技術環境局

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の策定に向けて議論すべき論点（案）

（0）総論

（1）大学等の本部機能の強化

- 本部のリーダーシップ発揮の在り方（戦略策定、機能強化の方向性等）



組織的な連携体制の構築

産学官連携の目標・計画の策定、産学官連携機能の強化

（2）資金の好循環

- 費用の見える化
- 大学等の財務基盤の強化

（3）知の好循環

- 知財管理（不実施補償の在り方含む）
- リスクマネジメント
- 営業秘密保護※1) ※1) リスクマネジメントの該当箇所にまとめる

（4）人材の好循環

- クロスアポイントメント制度の促進（エフォート管理、リスクマネジメント含む）
- 産学連携活動への学生の参画（エフォート管理、リスクマネジメント、職務発明含む）※2)

※2) 知の好循環にあるリスクマネジメントの該当箇所にまとめる

- 人事評価制度の在り方



産学連携が進む人事評価制度改革

経緯 1 : 経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」

- 経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成28年2月16日）において、産業界から大学・研究開発法人に対し、学長・理事長等のリーダーシップに基づき、「本格的な共同研究」の実行に向けた速やかな対応、ならびに将来に向けた研究成果の最大化に向けた改革を求めている。

II. 大学・研究開発法人に対する期待

「本格的な共同研究」を進めるには、世界トップレベルの研究力を持つ主体間で資金・知・人材が好循環すること、即ち、企業・大学・研究開発法人内の部局および各主体の壁を越えた組織的な連携体制の構築が極めて重要といえる。

「本格的な共同研究」実行に向けて、速やかな対応を要する点

- 大学・研究開発法人の本部（産学連携本部等）における、部局横断的な体制を構築し共同研究を推進する企画・マネジメント機能の確立
- 資金の好循環に向けた管理業務の高度化・共同研究経費の見える化
- 知の好循環に向けた知的財産マネジメントの強化
- 人材の好循環に向けたリスクマネジメントの確立・クロスアポイントメントの拡大

将来に向けた研究成果の最大化に向けて、改革を要する点

- 資金の好循環に向けた財務構造改革・財務基盤強化
- 知の好循環に向けた高度な知的資産マネジメント・研究の「価値」に関するプロモーション
- 人材の好循環に向けた研究者（教員）の人事評価制度改革
- 産学官連携に関する「価値」の再認識

なお、共同研究成果の社会実装を加速するためには、産業技術総合研究所（産総研）等が強化を進める「橋渡し機能」の強化も重要である。

経緯 2 : 第5回「未来投資に向けた官民対話」

- 平成28年4月12日に開催された第5回「未来投資に向けた官民対話」で、次の発言あり。

- 榊原経団連会長

企業から国内の大学・研究開発法人への投資は、2014年度で623億円である。企業の研究費総額から見ると、0.4%程度ということで、非常に低い水準である。これを2025年までには、1桁上と言いたいのだが、少なくとも3倍増の規模に拡大する必要がある。

- 五神東京大学総長

民間企業との連携だが、経済を担っているのは民間の企業であり、そこの連携は極めて重要なわけだが、現状は、小粒な産学共同研究が多いということで、民間からの信頼を得て、大学が積極的に活用されているという状況ではない。産学の重なり合いを大きくする方向でそこを直さなければいけない。それを本気の産学連携と呼んでいるわけである。

- 安倍内閣総理大臣

我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍にふやすことを目指す。



経緯 3 : 日本再興戦略2016

- 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において、産学官が対話しながら実行・実現していく場を創設するとしているところ。

◆組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進

これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展させる。

具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。

このような取組を推進するため、文部科学省と経済産業省は、産学連携を深化させるための大学側の体制強化や企業におけるイノベーション推進のための意識・行動改革の促進などイノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話をしながら実行・実現していく場を今年度中に創設する。

また、関係府省におけるこれまでの検討等をも踏まえつつ、産業界とも調整の上、産学官連携を円滑に推進する観点から、産業界から見た大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインを関係府省が連携して本年秋までに策定する。

毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たり、ガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価の際に、参照すべき取組の例として活用する。また、指定国立大学法人の指定に際しても、産学連携を行うに当たって策定するガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはなされる計画となっているかを十分踏まえるものとする。

「イノベーション促進産学官対話会議」について

- 総理指示や日本再興戦略2016、これまでの両省での検討等も踏まえ、産学官のイノベーションについて、実行・評価・改善を力強く推進していくため、産学官の対話の場「イノベーション促進産学官対話会議」を設置。
- 企業におけるイノベーション経営の推進や大学等における産学官連携体制を構築するための方策等について、大学・国立研究開発法人と産業界が連携しつつ検討していく。

イノベーション促進産学官対話会議

産業界



- イノベーション経営への取組
- 大企業とベンチャーの連携



産学官連携による
共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)
の策定

大学、国立研究開発法人



- 「組織対組織」の産学官連携体制の構築
- イノベーション創出人材育成

イノベーション促進産学官対話会議の体制

イノベーション促進産学官対話会議

イノベーション促進のために求められる産学官それぞれの役割や具体的な対応を検討

産学官連携深化WG

産学官連携による共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)の検討・作成

今後のスケジュール (予定)

7月27日 (水)	第1回	イノベーション促進産学官対話会議
9月20日 (火)	第1回	産学官連携深化WG
10月13日 (木)	第2回	産学官連携深化WG
11月2日 (水)	第3回	産学官連携深化WG
11月14日 (月)	第4回	産学官連携深化WG
11月30日 (水)	第2回	イノベーション促進産学官対話会議

- ・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の提示
- ・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の活用の方向性の検討 等

――以降、「イノベーション促進産学官対話会議」は、半年に1回程度開催予定
※産学官連携深化WGは、対話会議の間に1～2ヶ月に一回程度開催予定

(0) 総論

2. 今後目指すべき共同研究の姿

- 以下の第1回「イノベーション促進産学官対話会議」（7月28日開催）の議論を踏まえつつ、今後目指すべき共同研究の姿を示す。

- 従来の産と学を分けて連携するのでは間に合わないので、産官学民の同時改革を駆動するような仕掛けが必要。
- 産官学民の連携において日本の課題先進国としての優位性を武器にすることが肝要。
- イノベーションに向けて共同して研究開発をやっていく場が必要であり、そこで人材も育てていく必要がある。共働の場として大学を使うことが重要。
- イノベーションの項目自体ではなく、産業に生かす、国全体に生かすという点が課題である。
- 地方大学、中小企業や公設試も、大きな産業構造の中ではプレーヤーである。

3. 上記を実現するために必要な目標

- 以下の同対話会議の議論を踏まえつつ、上記を実現するために必要な目標を示す。

- 産学官に金融も加えて機運は盛り上がっているが、実際にどうやって産学官連携を実行し、根付かせるか。
- 民間資金の投入を通じて、大学等における新しい公共性のモデルを考える。
- 国公立と私立では大学のマネジメント改革すなわちガバナンス整備の前提に違いがあることに注意が必要。
- ガイドラインをきちんと作りしっかり回すことは重要。これを機会に日本全国、アカデミア、産業界への周知徹底ができればよい。
- 民間の資金を導入ようなところには運営費交付金をつける等インセンティブを与えるなどの仕組みを取り入れて欲しい。

(1) 大学等の本部機能の強化

・組織的な連携体制の構築

- 大学・研究開発法人の本部（産学連携本部等）における、部局横断的な体制を構築し共同研究を推進する企画・マネジメント機能の確立等について記載。
- 将来のあるべき社会像等のビジョンを企業・大学・研究開発法人等が共に探索・共有し、基礎・応用や人文系・理工系等の壁を越えて様々なリソースを結集させて行う「本格的な共同研究」を通じたイノベーションの加速が重要である旨記載。
- 教育・研究・事業化に向けた取組を一体的に行えるような、深化した産学官連携システムを構築することの重要性について記載

- 大学・研究開発法人の「本部」が、組織内の各部局と連携し、企業に対して「本格的な共同研究」の企画と提案を行い、実行をサポートする体制の構築。および、「大学間の連携」等、組織を超えた連携を推進する渉外機能の確立。 「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（経団連）より
- 理事・副学長等が、学長を支え経営の一翼を担う人材として、また、教育や学術研究への深い理解と、知的資産マネジメントの能力・経験を兼ね備えた専門人材として、組織全体の中で機能していくことが重要。 「イノベーション実現に向けた大学知的資産マネジメントの在り方について」より
- 研究者、URA（リサーチ・アドミニストレーター）、知財取得・活用及び設備利用の支援スタッフなどにより産学連携を総合的に企画推進する「マネジメントチーム」を整備する。

(1) 大学等の本部機能の強化

・産学官連携の目標・計画の策定、産学官連携機能の強化

- 産学官連携に係る大学等の将来ビジョンを目標・計画として明確化するとともに、産学官連携ガイドラインに基づき、各大学等の産学官連携機能の現状・課題を把握することの必要性について記載。
- 産学官連携機能の充実に向けて、組織として何をいつまでにどう実現するか、その進捗状況の見える化について記載。

- 大学・研究開発法人には、学長・理事長等のリーダーシップに基づき、「本格的な共同研究」の実行に向けた速やかな対応、ならびに将来に向けた研究成果の最大化に向けた改革を求める。

「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（経団連）より

- 企業、大学、公的研究機関における推進体制の強化

大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握し、適切な戦略を策定して実行するために、客観的かつ定性的な情報に基づいて大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化を行い、大学自身による内部評価力を高めることで産学連携機能の強化を促進する。

「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定）より

(1) 大学等の本部機能の強化

- 各国立大学においては、大学が持つ強みのある研究分野やその研究成果について、組織的に積極的な情報発信を行うとともに、民間に対する「提案型」の共同研究や大学本部のイニシアティブによる組織的な産学連携を推進し、可能な限り民間との共同研究・受託研究に関する中期目標期間中の目標を設定する。

「国立大学経営力戦略」より

- 産学連携機能強化に向けた大学の内部評価力の強化

大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを客観的かつ定性的な情報に基づいて把握し、適切な戦略を策定して実行できるように、大学自身による内部評価力を高め、産学連携機能の強化を促進するための取組を実施。併せて、大学関係者等の有識者で構成された検討委員会において、大学自身による内部評価の在り方について検討。（経済産業省）

「知的財産推進計画2016」（平成28年5月9日 知的財産戦略本部決定）より

- 各大学が産学連携機能をより強化していくためには、各大学が組織として目指す産学連携活動の目標を設定し、客観的かつ定量的な情報に基づいて自大学の強み・弱みや目標の達成状況を把握し、弱みを強みに変え、強みを伸ばすための戦略を策定して実行し、PDCAサイクルを回していくマネジメントを行うことが有効であると考えられる。
- 大学自身による内部評価力を高めるためには、大学のアウトカムを部局ごとに管理することを可能とする経営手法の活用が有用であると考えられる。具体的な経営手法としては、例えば、バランス・スコア・カード等の検討が考えられる。

「イノベーションを推進するための取組について」（産業構造審議会研究開発・イノベーション小委員会中間とりまとめ）より

(2) 資金の好循環

・費用の見える化

- 資金の好循環に向けて、**速やかに対応する点**。大学は、共同研究に係る「費用の見える化」を通じて、産業界に適切な費用負担を求める一方で、コスト意識の醸成、プランニングやスケジュール管理の徹底等を行い、大学と産業界の双方が納得できる費用負担の取組について記載する。

共同研究の拡大のに向けた直接経費・間接経費の在り方等について

- 大学はエビデンスに基づく「費用の見える化」を進め、「組織」対「組織」の関係の中で交渉を行い、適切な費用負担を産業界に求めることが重要である。
- 大学と産業界との相互の高い信頼関係に基づく共同研究の拡大に向けて、大学には、コスト意識の醸成や大学経営の効率化等が強く求められる。
- 大学における原価計算に対応する管理会計の仕組みの構築や、共同研究の契約支援や経理・財務体制の強化、そのための人材育成等の体制整備が急務である。

<今後の間接経費等の在り方(大学に求められるもの)>

- 大学本部のリーダーシップによる「組織」対「組織」の関係の下、大学が間接経費等の経費の必要性及び算定の根拠を示すことが間接経費を措置していく前提となる。
- 間接経費は、原則、個々の契約に基づき、柔軟かつ適切に措置されることが必要である。
- 産学による共同研究における間接経費は、原則的には、あくまでも共同研究に付随し、間接的に必要となる経費である。
- 共同研究の契約に際し、大学はプロジェクト提案力の涵養やスケジュール管理の徹底、成果の明確化等を図る必要がある。
- 間接経費の算出や共同研究の進捗・成果の報告、リスクマネジメント等の一連の大型の共同研究の推進を通じて、大学のマネジメント力を高めていくことが必要である。

(2) 資金の好循環

・大学等の財務基盤の強化

- 資金の好循環に向けて、今後検討が必要な点。民間企業等の外部資金の拡大による大学の財務基盤の強化に向けた、今後の目指すべき取組について記載する。

イノベーション実現に向けた財源の多様化

政府全体の財政状況が極めて厳しい中で、大学が安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金や競争的研究費等の公的資金のみならず、学内資産の運用等を通じた自己収入を増加させるための取組や、個人や法人等からの積極的な寄附金の獲得等を併せて進め、財源の多様化を図ることが不可欠である。その際、大学自らが積極的に財源の多様化に取り組んでいくことを通じて、産業界とのより良いパートナーシップを構築し、イノベーションの実現に向けた環境整備を促進していくことが期待される。

「イノベーション実現に向けた大学知的資産マネジメントの在り方について」より

(3) 知の好循環

・知財管理（不実施補償の在り方含む）

- 知の好循環に向けて、**速やかに対応する点**。イノベーション創出を実現するとともに、大学が成長することを目指した、知的財産マネジメントの在り方と取組について記載。また、不実施補償に関連して、我が国に適した共同研究成果の取扱いについても記載する。

大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について（概要）

■ 大学の知的財産マネジメントの高度化

＜大学知財マネジメントの戦略的方針＞

- ・各大学が、大学経営の観点から「知的財産戦略」を策定することが必要。
- ・大学が、イノベーション創出に向けた知的財産活用の方向性に合わせて、大学が単独で保有する特許権を強化すると共に、共有特許権も含めた知的財産権の活用方策を適切に選択する知的財産マネジメントを実行することが必要。
- ・大学が、産学官連携活動や知的財産マネジメントの成果を、イノベーション創出や事業化の視点で評価することが必要。

＜大学知財マネジメントの体制・システム強化＞

- ・各大学は、産学官連携活動、知的財産活用に関するポリシーに即して、知的財産予算を適切に措置すると共に、間接経費を知的財産マネジメント経費として適切に活用することが必要。
- ・各大学が、概念実証（POC）を行うための仕組みを構築することが必要。
- ・各大学が、企業のオープン＆クローズ戦略に対応して、事業化視点での知的財産マネジメントを実現し得る体制を構築することが必要。特に、一貫通貫の知的財産マネジメントを展開し得る体制を構築することが必要。

■ 研究開発プロジェクトの知財方針と大学の知的財産マネジメント

- ・各研究開発プロジェクトにおいて、委託者側は、プロジェクト特性に合わせた知的財産の取扱いに関する方針・戦略を持つことが必要。
- ・大学側においても、プロジェクトの知的財産方針に即した知的財産マネジメントが求められることを理解し、プロジェクト初期の時点から、知的財産方針の決定に積極的にコミットしていくことが重要。

■ 産業界側の知財戦略と大学の知的財産マネジメント

＜産学のパートナーシップ強化と知財取扱い＞

- ・大学の研究成果（知的財産）が産業界側で適切に活用され、継続的にイノベーションを創出していくシステム構築実現のためには、産学の対話を通じて双方ビジョンの共有と意見対立緩和を図り、パートナーシップを強化することが重要。
- ・共同研究の成果の取扱い（不実施補償等への対応）は、産学双方の共同研究の目的や状況等を考慮して、総合的な視点で検討することが必要。

＜大学が主導する非競争領域における知的財産マネジメント＞

- ・非競争領域においては、知的財産権を中核機関（大学等）が蓄積することと、蓄積された知的財産権を産業界側が利用しやすくする戦略的知的財産マネジメントを行うことが必要。
- ・新たな基幹産業の育成の核となる革新的技術の創出を目指した学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究の実現に向けて、世界的な技術・ビジネスの動向、関連業界の技術戦略の分析等と連動した知的財産マネジメントを行える体制・仕組みを構築することが必要。

(3) 知の好循環

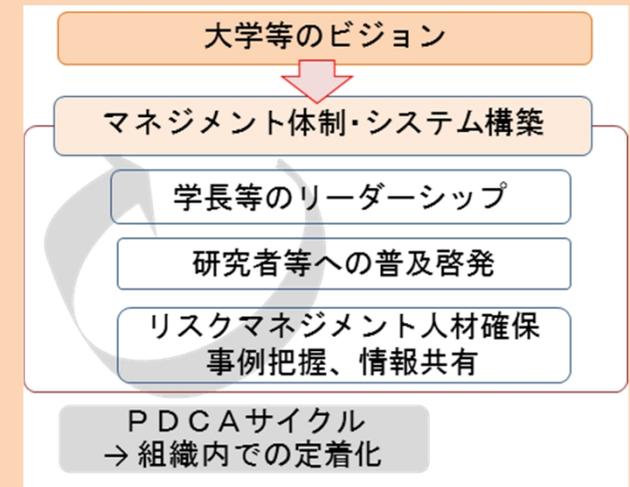
・リスクマネジメント

- 知の好循環に向けて、**速やかに対応する点**。「利益相反」、「技術流出」、「職務発明」等の課題に関する産学官リスクマネジメントの取組について記載する。

(大学等における取組の方向性)

大学等の特性上考慮すべき事項(教育研究の自由、学生の教育等)、取り巻く環境・状況を考慮して、産学官連携リスクマネジメントに係る下記環境の構築・定着が必要。

- 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築
- 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化
- 研究者等への普及啓発
- リスクマネジメント人材の確保・育成
- 事例把握、情報共有(マネジメントのノウハウ等の整備)



利益相反マネジメント

(個人としての利益相反)

- 個人としての利益相反マネジメントについて、一律の運用ではない、実効的かつ効率的なマネジメントを行うための仕組みを検討すべき。特に、事例共有を行う等、マネジメントノウハウの共有の在り方を検討することが重要。

(組織としての利益相反)

- 組織としての利益相反マネジメントについて、学長等の理解を得て、学内での取組方針を定めるべき。

(3) 知の好循環

技術流出防止マネジメント

(営業秘密管理)

- 営業秘密管理は、大学等が組織として営業秘密管理の方針を示した上で、各研究者自身が主体的に取り組むことが重要。大学等組織としては、適切な管理を実践できる環境を整備していく必要。
- 営業秘密管理のためには、秘密管理すべき対象の明確化が必要。
- 大学特有の事情(教育研究の自由、学生の位置づけ)については十分配慮した上で、取組方針を検討することが重要。
- 学生は教育を受ける権利を有していることを前提として、秘密管理を行うための管理の在り方として最適な手法を検討すべきである。秘密保持に関しては、学生の研究発表や就職のことまで配慮し、産学官連携への関与の在り方等を十分検討する必要がある(例えば、産学官連携活動に参加すること自体にも学生の意思を尊重することや、企業側が求める研究成果の秘匿性のレベル分けに合わせて学生が関与する産学官連携活動の範囲を線引きすること、学生との雇用関係を検討すること等の種々の対応が考えられる)。

(安全保障貿易管理)

- 大学経営層、各研究者が、安全保障貿易管理へ取り組むことの意義と必要性を十分に認識することが重要。
- 大学等の経営資源が限られている中で、各大学等の規模・特性に見合ったマネジメント体制・システムを検討する必要。
- 安全保障貿易管理に関する種々のガイドラインやマニュアルは整備されている状況であるので、それに基づいて、リスクマネジメント人材が、実効的に業務に取り組める環境を構築することが重要である。また、大学等の研究環境(研究室内で複数の留学生がいる等の環境)の中で、適切なマネジメントの在り方を検討していく必要がある。

「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」より

(3) 知の好循環

● 営業秘密管理の具体的対応

大学における秘密情報の保護ハンドブック（案）

- **保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定**
→これまでに秘密情報を区別して管理するための規程等や体制を整備してこなかった大学を念頭に、自学が保有する情報から秘密情報を決定するまでのステップを紹介
（1）大学が保有する情報（紙媒体、電子データ、ノウハウ等）の全体像の把握
（2）保有情報の評価 例）漏洩時の社会的信用低下による共同研究件数の減少等の観点
（3）評価の高低に基づく秘密情報の決定
- **秘密情報の分類、情報漏洩対策の選択およびそのルール化**
→・秘密情報の分類例の説明
例）レベル3：機微情報・入試情報 進路情報、
レベル2：成績情報・
レベル1：教職員出勤簿・出納記録 進路情報、
レベル0：公開情報
・大学における5つの漏洩対策とその目的の説明 例）接近の制御、持ち出しの困難化等
・秘密情報の取り扱い方法に関するルール化の考え方
①大学全体に共通する一定の統一的なルール、②部署・研究室等の単位ごとの個別対策の策定

● 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

- 学内体制の整備における基本的な考え方を示しつつ、考えられる学内体制の参考例を提示
例）「秘密情報管理委員会」
（責任者は、副学長や担当理事等）

部局名(例)	情報管理に関して学内で担当している役割
総務課	・法人文書管理(台帳管理等)
人事課	・教職員を対象とする教育の実施 ・違反を犯した教職員の処分
産学連携本部	・学外機関との秘密保持契約等の雛形整備
情報基盤センター	・学内情報システムとネットワークの管理 ・学内セキュリティポリシーに基づく運用
学内CSIRT	・学内情報セキュリティインシデントへの対応
その他各部局	・自部署で管理する情報の保守

● 秘密情報管理における学生等の扱い

- 学生等に対してどのような秘密保持の遵守等を求めることが望まれるかといった点について説明
例）学内研究活動や学外機関等が関与する共同研究等へ学生等を参加させる場合
①研究活動への学生等の参加の是非の検討（学生のメリットと義務のバランスで検討）
②秘密保持の遵守等を求める方法の検討
（イ）学生等を対象とした通則等での指示、（ロ）秘密保持に関する誓約書の提出

(3) 知の好循環

(職務発明制度の改正と対応の必要性)

職務発明制度の改正により、以下の事項について選択し得る制度となった。

- ①特許を受ける権利の原始的帰属先
 - ②職務発明をした従業者等に与える相当の利益(金銭以外の経済上の利益)
- 従前の運用を変更しないことも可能であるが、以下事項等を、各大学等で検討、決定する必要。

職務発明等の取扱

(大学等における職務発明の範囲)

- 大学等から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して大学において行った研究又は大学等の施設を利用して行った研究の結果生じた発明を職務発明の最大限としてとらえ、その範囲内で各大学等が自らのポリシーに基づいて取得・承継する権利を決定すべきである。

(大学等における特許を受ける権利の帰属)

- 原始的な帰属先等を検討するに際して、重要なことは特許権等を適切に保護し活用することである。また、研究者の研究開発活動に対するインセンティブを確保すること、権利帰属の安定性を担保すること、そして特許権等を活用しイノベーションに結び付けていくことが重要であり、それらに加えて制度運用手続の合理化という観点も勘案し、各機関で望ましい運用を決定すべきである。
- 各運用に関するメリット、留意点を把握した上で、適切な運用を選択することが重要である。

※ 留意点として、例えば、特許を受ける権利が共有に係る場合の帰属の不安定性、二重譲渡による権利帰属の不安定性、日本版バイドール対象案件の取扱い、機関の権利取得の明確化プロセス、原始的機関帰属において出願しない案件の取扱い、職務発明の特定・該当判断、発明者の納得感等がある。

「大学等における職務発明等の取扱いについて」より

(3) 知の好循環

職務発明等の取扱

(大学等における相当の利益)

- 特許法上の要件を満たすことを前提に、各機関での創意工夫を発揮して種々の相当の利益を設定することが可能である。各大学等においても、相当の利益の内容を決定することが必要である。
 - ※ ①相当の利益は、経済的価値を有すると評価できること、②相当の利益の付与は、従業者等が職務発明をしたことを理由としていることが要件としてある。
- 各大学等は、相当の利益の付与に関する手続(協議、開示、意見聴取等)を、特許法に基づく指針(ガイドライン)に沿って行い、相当の利益を与えることに係る不合理性が否定されるような運用に努めることで、訴訟等のリスクを低減することが重要である。

(学生発明等の取扱い等)

- 学生発明等の取扱いは、事前に取決めをしておくことが望ましい。
- 所定の研究プロジェクトにおいて学生等がした発明を大学等機関側に承継することに関する同意を、大学等が学生等に対してあらかじめ求めることは、以下のことを満たしていれば、必ずしもアカデミックハラスメントに該当するわけではないと考えられる。
 - ※ 学生等が研究テーマを自由に選択して、教育の一環として研究が適切に行える環境であること、その研究に係る特定の目的達成のために合理的な範囲での適切な譲渡契約内容となっていること、学生等に対して発明の取扱いについて十分に説明がされていることが必要である。

「大学等における職務発明等の取扱いについて」より

(4) 人材の好循環

・クロスアポイントメント制度の促進(エフォート管理、リスクマネジメント含む)

- 人材の好循環に向けて、**速やかに対応する点**。大学から企業へのクロスアポイントメント制度の活用実績がないことを踏まえ、人事制度の在り方や知財の帰属、体制整備について記載する。

大学から企業へのクロスアポイントメント制度導入に向けた課題

(人事制度上の問題)

兼業との住み分け、職務規程の見直し、エフォート管理方法等ルール面、運用面に不十分な部分がある。また本制度実施後に、再び該当機関に復帰する際に、実施者が不利益が生じないためのルール作り、体制整備も必要。

(知財の帰属)

知財の帰属先決定にあたっては、複数の要素(発明の寄与度、人件費負担率、エフォート等)が考えられる。契約時に取り決めることが重要であるが、想定外の研究成果があった場合等に交渉が必要。

(リスクマネジメント)

利益相反マネジメントについて、雇用元の民間企業にかかる研究成果があった場合に、社会的な疑義が出てくる可能性がある。また技術流出防止マネジメントについては、研究者が民間企業の構成員となるため、共同研究以上に機微な情報、技術についてやり取りすることとなり、その流出防止は重要になる。

取組状況と現状

経済産業省と文部科学省は、平成26年12月26日付けで、「クロスアポイントメント制度」の基本的枠組と制度活用にあたっての留意点をとりまとめ、公表している。ポイントは以下のとおり。

○「在籍型出向」形態によるクロスアポイントメント制度の基本的枠組

一般に、クロスアポイントメント制度の利用が想定される研究者等は、クロスアポイントメント制度により在籍予定の複数の機関のうち、いずれかの機関を出向元として、クロスアポイントメント制度実施後には、再び該当機関に復帰することが多い。こうした場合、「在籍型出向」形態によりクロスアポイントメントを実施することが可能である。

具体的には、クロスアポイントメントを実施する大学法人等(大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)、研究開発法人、民間企業等が、機関間で締結する「出向に係る取決め」の中に、クロスアポイントメントに係る条項を盛り込むことにより、出向労働者である教員や研究者(以下、「研究者等」という。)がそれぞれの機関で「職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率(エフォート)で業務を行うこと(すなわち、クロスアポイントメント)が可能になる。

○実施にあたっての留意点

「在籍型出向」の形態により、クロスアポイントメントを実施する場合の、社会保険等及び労働契約等の取扱いを示しているところ。

現状

29国立大学法人(平成27年11月現在)において、他機関からの「クロスアポイントメント制度」が活用されている。**ただし、大学から企業へのクロスアポイントメント制度については活用実績がない。**

(4) 人材の好循環

・産学連携が進む人事評価制度改革

- 人材の好循環に向けて、今後検討が必要な点。産学連携活動の位置づけの向上を図るために、産学連携活動に継続的に優秀な人材が携わっていくことができるような体制について記載する。

- イノベーション創出に関する社会から大学への期待は非常に大きい一方で、各大学の経営上の位置付けとして、産学官連携活動及び知的財産マネジメント活動等は、教育及び研究等に比した優先順位が高められていない状況がある。そのため、知的財産等への研究経営資源の配分(人材、予算等)は限定的になっており、大学のイノベーション創出機能がポジティブなサイクルで廻っていない実情がある。

「大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について」より

- 研究者・教員等のキャリアパス上、企業における経験が高い評価を受ける制度設計。加えて大学においては、産学連携・本学的な共同研究に携わる教員を高く評価し、当該教員の教育・研究に割くエフォートが他の教員とは異なることを許容し、一層の産学連携が進むような柔軟な人事評価システムの実現。

「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（経団連）より

- 評価の領域を「研究」「人材育成」「社会貢献」「運営管理」等に切り分け、個人の能力が最大限に発揮されるとともに、組織力の向上も目指した評価となるように評価される領域の比重を適宜変え、一律的な評価を避ける必要がある。この際、評価項目全体を平均的に判断するばかりではなく、場合によっては、優れている点を積極的に取り上げる。

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（平成27年4月1日）」より₂₀

今回ご議論いただきたいポイント

1. ガイドライン策定に至るこれまでの背景を踏まえ、全体構成について、追加等すべき点はあるか。
2. ガイドラインの以下の各論点について、実効性のある取組をどのように提示できるか。
 - (1) 大学等の本部機能の強化
 - (2) 資金の好循環
 - (3) 知の好循環
 - (4) 人材の好循環